

19-4 環境影響評価【選択科目Ⅱ】

Ⅱ 次の2問題（Ⅱ-1，Ⅱ-2）について解答せよ。（問題ごとに答案用紙を替えること。）

Ⅱ-1 次の4設問（Ⅱ-1-1～Ⅱ-1-4）のうち2設問を選び解答せよ。（設問ごとに答案用紙を替えて解答設問番号を明記し、それぞれ1枚以内にまとめよ。）

Ⅱ-1-1 環境影響評価法に基づく手続について、環境影響評価法の改正（平成23年法律第27号）で導入された新たな手続を含め、環境アセスメント図書の作成が義務づけられている手続の要点を述べよ。

Ⅱ-1-2 火力発電所リプレースに係る環境影響評価の技術的事項において、検討対象とした環境影響評価項目を2つ挙げ、それらに関する合理化条件及び合理化手法について述べよ。

Ⅱ-1-3 環境影響評価法の改正（平成23年法律第27号）により、新たに計画段階環境配慮書手続が導入され、計画段階配慮事項について検討を行うことが義務づけられたが、計画段階配慮事項の検討を行うべき段階、及び計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する基本的考え方として重要とされているところについて述べよ。

Ⅱ-1-4 風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方において、取り上げられた環境影響評価項目を2つ挙げ、その調査手法、予測手法、評価手法及び環境保全措置の中から2つ選定して記述せよ。

Ⅱ－２ 次の２設問（Ⅱ－２－１，Ⅱ－２－２）のうち１設問を選び解答せよ。（解答設問番号を明記し，答案用紙２枚以内にまとめよ。）

Ⅱ－２－１ 環境影響評価法の改正（平成23年法律第27号）の趣旨を踏まえた上で，管理技術者の立場から，ある第一種事業の環境影響評価を計画するに当たり，下記の内容について記述せよ。

- （１）想定する事業の規模及びその内容
- （２）選定すべき環境影響評価の項目
- （３）業務を進める手順
- （４）計画に当たって配慮すべき事項と工夫

Ⅱ－２－２ 環境影響評価法の改正（平成23年法律第27号）により，新たに「報告書」の手続が追加された。「報告書」の担当責任者として業務を行うに当たり，下記の内容について記述せよ。

- （１）「報告書」手続導入の背景
- （２）「報告書」に記載する事項
- （３）業務を行うに当たって配慮すべき事項
- （４）とりまとめに当たっての工夫

19-4 環境影響評価【選択科目Ⅲ】

Ⅲ 次の2問題（Ⅲ-1、Ⅲ-2）のうち1問題を選び解答せよ。（解答問題番号を明記し、答案用紙3枚以内にまとめよ。）

Ⅲ-1 未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年が経過し、被災地の生活を再建するための復興事業が進められている。特に緊急に実施する必要のある事業への迅速な着手のため、東日本大震災復興特別区域法（復興特区法）に規定されている特定復興整備事業については、環境影響評価手続の特例（特定環境影響評価）を設けている。この特定環境影響評価は、被災関連市町村等が特例手続を実施することにより適正な環境保全の配慮をしつつ、復興事業への迅速な着手を図るものである。特定環境影響評価に関して、以下の問いに答えよ。

- (1) 特定環境影響評価の対象事業とその規模要件を記述せよ。
- (2) 特定環境影響評価の制度について、通常的环境影響評価と手続きの上で異なる点を3つ述べよ。
- (3) 特定環境影響評価において、通常的环境影響評価と比べて動物、植物、生態系の3項目の調査期間については、大幅な短縮が図られることとなった。3項目の中から1項目を選定し、調査、予測、評価及び事後調査の手法について技術的な提案を示せ。

Ⅲ-2 「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書」（平成24年3月 環境省総合環境政策局）では、環境影響評価の技術的課題として、①生物多様性オフセット、②微小粒子状物質（PM_{2.5}）、③温室効果ガス削減への対応が挙げられている。

- (1) これらの技術的課題について、その概要と環境影響評価への対応が必要とされる理由について記述せよ。
- (2) これらの技術的課題の中で環境影響評価に導入すべき重要な課題を1つ選定し、重要とした理由及び選定した技術的課題の調査、予測、評価及び環境保全措置はいかにあるべきか、提案を示せ。